

平成 23 年 4 月 7 日
株式会社 日本証券クリアリング機構

CDS 取引の清算業務に係る制度要綱（改訂版）について

先般の金融危機を契機として、金融・資本市場におけるリスク削減の観点から、世界的に OTC デリバティブ取引に係る中央清算機関の利用に向けた取組みが行われており、我が国においても、平成 22 年 5 月 19 日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、平成 24 年 11 月までに、一定の条件を満たす OTC デリバティブ取引について、国内清算機関の利用が義務付けられる見通しとなっています。

こうした状況の中、当社は、OTC デリバティブ取引に係る清算業務の開始に向け、平成 21 年 5 月 22 日に設置した「OTC デリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」での検討を踏まえ、平成 22 年 6 月 30 日に「CDS 取引に係る清算業務に係る制度要綱」を公表いたしました。その後、当該ワーキング・グループの下に設置したオペレーション、リスク管理及びリーガル関係の各分科会において、市場関係者との間で CDS 取引の清算業務についてより具体的な検討を進め、今般、別添のとおり「CDS 取引の清算業務に係る制度要綱（改訂版）」を取締役会において決議いたしましたので、公表いたします。

今後、CDS 取引の清算業務について、本年 7 月 19 日（予定）より業務を開始すべく（ ）引き続き準備を進めてまいります。

（ ）清算業務の開始にあたっては、金融庁長官から業務方法書の認可を受ける必要があります。

以 上

CDS取引の清算業務に係る制度要綱（改訂版） 目次

1．清算対象取引	・・・	1	9．清算基金		
2．清算参加者制度			(1) 清算基金の目的	・・・	1 2
(1) 清算資格	・・・	1	(2) 清算基金所要額	・・・	1 2
(2) 清算資格の取得要件及び維持要件	・・・	2	(3) 預託時限	・・・	1 3
(3) 清算参加者の義務	・・・	4	1 0．担保の差入れ及び返戻		
(4) 清算資格の喪失	・・・	4	(1) 担保の種類	・・・	1 3
(5) 清算参加者に対する措置等	・・・	5	(2) 現金による担保	・・・	1 3
3．債務負担			(3) 現金による担保に対する付利	・・・	1 3
(1) 債務負担の法律構成	・・・	5	(4) 代用有価証券	・・・	1 3
(2) 債務負担の処理日程	・・・	5	1 1．決済不履行時の処理スキーム	・・・	1 4
(3) 債務負担の成立時点	・・・	6	1 2．損失補償スキームの枠組み		
(4) 債務負担の申込み	・・・	6	(1) 損失補償の財源	・・・	1 4
(5) 債務負担の要件	・・・	6	(2) 破綻清算参加者以外の清算参加者の清算基金 による補填の取扱い	・・・	1 4
4．証拠金			(3) 清算参加者による相互保証の取扱い	・・・	1 5
(1) 当初証拠金			(4) 変動証拠金等の勝ち方清算参加者による補填の取扱い	・・・	1 6
基本的な考え方	・・・	7	(5) 相互保証等の不払いの取扱い	・・・	1 7
具体的な計算方法	・・・	7	(6) 清算資格喪失時の取扱い	・・・	1 7
預託時限	・・・	8	(7) 破綻清算参加者からの債権回収分の取扱い	・・・	1 8
(2) 変動証拠金			1 3．変動支払い（クレジット・イベント決済）		
基本的な考え方	・・・	8	(1) CE の認定		
清算値段	・・・	8	バンククラブシー、支払不履行	・・・	1 9
預託時限	・・・	8	リストラクチャリング	・・・	1 9
(3) 当初証拠金の日中預託	・・・	8	(2) CE の決済の方法	・・・	1 9
(4) 当初証拠金の割増し等			(3) CE 発生時の証拠金の取扱い	・・・	2 0
ポジションに応じた当初証拠金の割増し	・・・	9	(4) CE 発生時の固定金利の取扱い	・・・	2 0
コンセントレーション・チャージ	・・・	9	1 4．アーリー・ターミネーション（期限前終了）	・・・	2 0
5．清算参加者口座	・・・	1 0	1 5．清算手数料等		
6．有価証券等清算取次ぎ			(1) 基本的な考え方	・・・	2 1
(1) 有価証券等清算取次ぎに係る処理	・・・	1 0	(2) 手数料の体系		
(2) 顧客ポジションの区分管理	・・・	1 1	清算手数料	・・・	2 1
(3) 顧客取引に係る証拠金の預託及び区分管理	・・・	1 1	その他の手数料	・・・	2 1
7．固定支払い（プレミアム）	・・・	1 1	別紙 1 CDS 清算値段の算出方法及びその信頼性を確保する 仕組み等について	・・・	2 2
8．資金決済方法			別紙 2 決済不履行時の処理スキームについて	・・・	2 7
(1) 決済方法	・・・	1 1	別紙 3 現物決済のスキーム	・・・	3 4
(2) ネットティング	・・・	1 1	別紙 4 CDS 取引に係る手数料の料率	・・・	3 6

項目	内容	備考
<p>1．清算対象取引</p> <p>2．清算参加者制度</p> <p>(1) 清算資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件のすべてを満たすクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)取引を清算対象取引とする。 International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下「ISDA」という。)が定める基本契約書及び ISDA クレジット・デリバティブ定義集に準拠した取引であること。 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)が定める方法により照合された取引であること。 JSCCの清算参加者同士の取引であり、かつJSCCを利用することに合意していること。 iTraxx Japanを対象とする標準的なインデックスCDS取引であること。 想定元本が1,000億円以下であること。 その他、JSCCが定める取扱要件に合致する取引であること。 ・既存取引についても、要件を満たす場合には清算対象取引とする。 ・CDSに係る清算資格(以下「CDS 清算資格」という。)を新設し、同資格を取得した者をCDSに係る清算参加者(以下「CDS 清算参加者」という。)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱対象範囲の拡大については、ニーズ等を踏まえ今後検討する。 ・具体的には、当初はDeriv/SERV(DS Match)で照合され、Trade Information Warehouse(以下「TIW」という。)に記録された取引であること。 ・Deriv/SERV(DS Match)及びTIWの利用については、The Depository Trust & Clearing Corporation(DTCC)の合意が得られることが前提となる。 ・有価証券等清算取次ぎによるものを含む。 ・インデックスは、iTraxx Japan 50(5年)の全シリーズとする。 ・現行の清算資格(現物、有価証券オプション、国債先物等、指数先物等)とは別の清算資格とする。 ・自社清算資格と他社清算資格との区別は設けない。

項目	内容	備考														
(2) 清算資格の取得要件及び維持要件	<p>・以下の要件をすべて満たす者は、JSCC の承認を受けて CDS 清算資格を取得することができる。</p> <p>金融商品取引業者又は登録金融機関であること。</p> <p>財務状況について次に掲げる基準を満たし、かつ、安定した収益力が見込まれること。ただし、自己資本額基準及び信用力基準を満たしている親会社等が保証をしている場合には、清算参加者自身については自己資本額基準を 500 億円以上とし、信用力基準は適用しない。当該親会社等が自己資本額基準及び信用力基準に加えて自己資本規制比率(自己資本比率)基準をも満たす場合には、清算参加者自身については自己資本額基準を 500 億円以上とし、信用力基準及び自己資本規制比率(自己資本比率)基準は適用しない。</p> <p>【金融商品取引業者に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="488 911 1290 1142"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本額(注1)</td> <td>1,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率 (注2、3)</td> <td>200%超</td> </tr> <tr> <td>信用力</td> <td>一定の信用力を有する</td> </tr> </tbody> </table> <p>【登録金融機関に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="488 1190 1290 1374"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本額(注1)</td> <td>1,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率 (注3、4、5)</td> <td>国際基準：8%超 国内基準：4%超</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	自己資本額(注1)	1,000 億円以上	自己資本規制比率 (注2、3)	200%超	信用力	一定の信用力を有する	項目	基準	自己資本額(注1)	1,000 億円以上	自己資本比率 (注3、4、5)	国際基準：8%超 国内基準：4%超	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に支店がある外国法人についても対象となりうる。ただし、当面の間、米国法人については CDS 清算資格の付与対象としないものとし、米国における Dodd-Frank 法による新たな規制環境が判明したところで、資格付与について検討する。 ・信用力基準については、清算参加者の格付けのいずれかが A 格相当以上(清算参加者が格付けを取得していない場合は親会社の格付けが A + 格相当以上)であることを判断要素の一つとしつつ、総合的に判断する。 ・格付けは、(株)格付投資情報センター、(株)日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス、フィッチレーティングスリミテッドのうちいずれかの付与する長期の債務を履行する能力に係る格付け(いわゆる勝手格付けを除く。)とする。 ・親会社とは、他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社をいい、その親会社を含む。 ・親会社等による保証は、清算参加者の CDS 清算資格に関する JSCC に対するすべての債務及び保証を受ける清算参加者の破綻処理により JSCC が受けた損失を対象とし、かつ、極度額を設けることはできない。 ・保証する親会社等に係る自己資本額基準は、左記の自己資本額に保証する清算参加者の社数(自社が清算参加者の場合は自社を加える)を乗じた額とする。 ・親会社等とは、親会社又は親会社の子会社(他の会社に
項目	基準															
自己資本額(注1)	1,000 億円以上															
自己資本規制比率 (注2、3)	200%超															
信用力	一定の信用力を有する															
項目	基準															
自己資本額(注1)	1,000 億円以上															
自己資本比率 (注3、4、5)	国際基準：8%超 国内基準：4%超															

項目	内容		備考
	リバレッジ・マージン比率 (注3、6)	400%超	<p>財務及び事業の方針の決定を支配されている会社をいい、その子会社を含む。)とする。</p> <p>・(注3)の「清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合」については、清算参加者の格付けの最低の格付けがA格相当未満(清算参加者が格付けを取得していない場合は親会社の最低の格付けがA+格相当未満)であることを判断要素の一つとしつつ、総合的に判断する。</p> <p>・トレーディング機能を有するグループ内の海外取引主体等との間で契約により必要な協力関係を構築することで破綻した清算参加者のポートフォリオ処理手段に参加できる業務執行体制を整えることも認める。</p> <p>・清算参加者の信用状況に鑑みた当初証拠金の割増し及び清算資格の取消しについては、次の2つの考え方を判断要素としつつ、総合的に判断する。</p> <p>最も低い格付け及び自己資本規制比率(自己資本比率)が共に一定水準以下となった場合</p> <p>(i) A - 格相当、かつ、自己資本規制比率(自己資本比</p>
信用力	一定の信用力を有する	<p>(注1)金融商品取引業者にあつては自己資本規制比率上の自己資本の額、登録金融機関にあつては自己資本比率規制上の自己資本の額</p> <p>(注2)いわゆる「川下規制」の対象となる場合は、単体の自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率</p> <p>(注3)清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合は、1.25倍した数値を基準として適用</p> <p>(注4)保険会社以外の登録金融機関に適用</p> <p>(注5)国際基準は海外に営業拠点を有する金融機関に、国内基準は海外に営業拠点を有しない金融機関に適用</p> <p>(注6)保険会社に適用</p> <p>適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。業務執行体制に関しては、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手段に参加できる業務執行体制を有していることを要件の一つとし、それを裏付けるものとして、保有するCDS取引に係る自社又は自社を含む企業集団のポートフォリオが5,000億円以上あること。ただし、自社を含む企業集団単位でポートフォリオの額を算出する場合においては、5,000億円相当に自社を含む企業集団における清算参加者の数を乗じた額とする。</p> <p>・CDS 清算資格の維持要件は、上記の取得要件と同様とする。ただし、信用力基準については、清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合には、信用状況に応じて当初証拠金の割増し及び清算資格の取消しを行うことができることとする。</p>	

項目	内容	備考
(3) 清算参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、届出・報告義務等、JSCC の現行の清算参加者と同様の義務を負う。 ・ 清算参加者は、他の清算参加者の破綻時において、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手続に参加する。 	<p>率) 250% (10%) 未満：当初証拠金 10%割増 (ii) B B B + 格相当、かつ、自己資本規制比率 (自己資本比率) 250% (10%) 未満：同 100%割増 (iii) B B B 格相当、かつ、自己資本規制比率 (自己資本比率) 250% (10%) 未満：同 150%割増 (iv) B B B 格相当未満、かつ、自己資本規制比率 (自己資本比率) 250% (10%) 未満：清算資格の取消し (取消しまで当初証拠金 150%割増を適用) すべての格付けが一定水準以下となった場合 (i) A - 格相当：当初証拠金 10%割増 (ii) B B B + 格相当：同 100%割増 (iii) B B B 格相当：同 150%割増 (iv) B B B 格相当：清算資格の取消し (取消しまで当初証拠金 150%割増を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポートフォリオの処理手続については、項番 1 1 、別紙 2 参照。
(4) 清算資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算資格を喪失しようとする場合には、JSCC に清算資格の喪失申請を行う。 ・ 清算資格の喪失申請に係る承認及び清算資格の喪失は、一定の周知期間経過後、喪失申請を行った清算参加者のポジションが解消されていることなどを JSCC が確認したうえで行う。 ・ 原則として、資格喪失日において JSCC に対する一切の債務を弁済するものとする (損失補償スキーム (項番 1 2 . 参照) における相互保証等の額が 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知のため、JSCC は喪失申請があった旨を公表する。 ・ 原則として、清算資格の喪失申請の公表日に行われた取引に係る最初の債務負担日が到来するまでの期間を周知期間とする。 ・ 原則として、清算資格の喪失申請に係る承認と清算資格の喪失は同一日とする。

項目	内容	備考
(5) 清算参加者 に対する措置等	<p>確定しない場合には、JSCC に概算額を差し入れ、当該額の確定後に差額を授受するものとする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、清算参加者に対して次の措置をとることができる。 規則違反等による債務負担停止、清算資格取消し <p>過大なポジションを有する場合の報告、増担保等措置、ポジション改善指示、債務負担停止措置 担保に関する規制措置（代用有価証券の掛け目の引下げ） 清算業務の運営上必要と認める場合における資料の請求、検査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC の現行の清算制度と同様。 ・ の措置をとった場合には、他の清算参加者への通知又は公表を行う。 ・ 清算資格取消しに当たり、一定期間内に未決済約定を解消できない場合は、オークションにより処理する。 ・ 担保の割増しについての詳細は項番 4 .(4) 参照。
3 . 債務負担 (1) 債務負担の 法律構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は以下のとおり、清算参加者から清算対象取引に係る債務を負担する。 債務負担の対象取引の両当事者である清算参加者と JSCC との間に新たに取引（債権債務関係）を成立させ、それを条件として、当該清算参加者間における債務負担の対象取引を合意解約する。 JSCC と当該清算参加者との間に成立させる取引の内容は、消滅させた取引の経済的な条件に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者と JSCC との間に成立する取引については、ISDA 基本契約及び ISDA クレジット・デリバティブ定義集等を適用する。 ・ 消滅させた取引の経済的な条件とは、想定元本、取引期間、参照組織その他をいう。
(2) 債務負担の 処理日程	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC による債務負担の処理は、毎週の火曜日から翌週月曜日までの期間（以下「債務負担処理期間」という。）において、JSCC が定める日程で行う。 ・ JSCC が定める日程は、原則として以下のとおりとする。 債務負担処理期間の第二営業日目の日（日本の営業日ベース）の JSCC が定める時刻を債務負担の申込み期限とする。 の翌営業日（日本の営業日ベース）を債務負担日とし、(3) で定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は定めた日程を清算参加者に通知する。 ・ 祝祭日等により債務負担の処理に必要な日数を債務負担処理期間中に確保できない場合には、当該債務負担処理期間における債務負担の処理を行わない。 ・ 将来的には債務負担の早期化を目指し検討を行う。

項目	内容	備考
(3) 債務負担の成立時点	<p>時刻を債務負担の成立時点とする。ただし、当該日が固定支払いの支払日又はその前営業日（日本の営業日ベース）である場合には、固定支払いの支払日の翌営業日（日本の営業日ベース）を債務負担日とし、（ 3 ）で定める時刻を債務負担の成立時点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担は、TIW から取得した情報に基づき、（ 5 ）の債務負担の要件を満たすことを JSCC が確認した時点で行う。 ・債務負担要件の充足状況の確認処理及び債務負担は、16 時に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC が確認し債務負担を行うまでの間は、当初の取引当事者同士の取引のステータスとなる。 ・ 16 時の時点で債務負担の要件が確認できなかった取引については、次の債務負担処理期間の取扱いとする。
(4) 債務負担の申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担の申込みは、（ 2 ）の申込み期限までに TIW に債務負担の申込みに係る情報を入力することにより行う。 ・債務負担の申込みは、債務負担を申し込もうとする取引の両当事者が行う。 	
(5) 債務負担の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件をすべて満たす場合に、債務負担を行う。 清算対象取引の要件を満たすものであること。 債務負担日の前日までにアップフロントの決済日が到来した取引であること。 債務負担後の取引に係る情報が TIW に入力されていること。 ・新たに債務負担を行うことによるリスクが極端に大きいと認められる取引については、JSCC は、当該取引について債務負担を行わないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アップフロントの授受は債務負担の対象外とする。 ・将来的には債務負担の早期化を目指し検討を行う。
4 . 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者の有するポジションに係るリスク管理のため、清算参加者は、証拠金の預託を行う。 ・証拠金は、当初証拠金と変動証拠金の 2 種類とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠金の計算及び通知は、JSCC が行う。
(1) 当初証拠金 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者破綻時に、破綻参加者のポジション処理が完了するまでの間に価 	

項目	内容	備考
<p>具体的な計算方法</p>	<p>格(スプレッド)等が変動することにより想定される損失額を、当初証拠金所要額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロテクションの売方について、参照組織にクレジット・イベントが発生した場合のリスクをカバーするため、一定額を加算する(ショート・チャージ)。 ・流動性リスクをカバーするため、一定額を加算する(ビッド/オファー・チャージ)。 ・このほか、クレジット・イベント証拠金及びシングルネーム証拠金の制度を設ける。 ・価格変動に伴うリスクについては、当日のCDSのポジションについて、過去の一定期間(観察期間)における日々の価格等を用いて正味現在価値(以下「NPV」という。)の日々の変動額を算出する。当該変動額について、当該期間の一定水準をカバーする額に、ポジション処理に要する期間を加味した額を当初証拠金所要額とする。 ・ショート・チャージについては、清算参加者の有するポジションのうち、参照組織ごとのポジションが売超となっているもののうち、想定元本ベースでの売超額が上位となっている参照組織に係るポジションについて、当該売超額に、一定の割合(100%から一定の回収率を控除した率)を乗じた額とする。 ・ビッド/オファー・チャージについては、シリーズごとに設定したビッド/オファー・スプレッド(ビッド又はオファーとミッドとのスプレッド)にPVO1を乗じた額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項番13.(3)参照。 ・日々の価格は変動証拠金の計算に利用したものとする。 ・計算に用いるパラメーターについて、観察期間は750日、カバー率(信頼水準)は99%を超える上位1%の平均値、ポジション処理に要する期間(保有期間)は5日とする。 ・観察期間におけるデータのほか、過去最大の価格変動について保有期間の通常の2倍としたシナリオをストレスシナリオとして加味する。 ・売超額が最大の銘柄となっている参照組織に係るポジションについて、売超額の80%(回収率20%)を乗じる。 ・ビッド/オファー・スプレッドは、市場実勢に応じて設定する。 ・ビッド/オファー・スプレッドは月次で見直しを行う。また、市場実勢を勘案してJSCCが必要に応じて見直すことができるものとする。 ・PVO1とは、価格が1ベシス・ポイント(bp)変動した場合のNPVの変化額を表す。

項目	内容	備考
預託時限 (2) 変動証拠金 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、自己の計算による取引（以下「自己取引」という。）に係る当初証拠金所要額及び各顧客の計算による取引（以下「顧客取引」という。）に係る当初証拠金所要額を合計した額以上の額を預託する。 当初証拠金預託額に不足が生じた場合には、清算参加者は、不足が生じた日の翌日の正午までに不足を補うための預託を行う。 	
清算値段	<ul style="list-style-type: none"> 各清算参加者のポジションについて JSCC が定める清算値段により日々 NPV の算出を行い、NPV の前々営業日から前営業日までの変動分を変動証拠金として日々現金により授受する。 清算参加者は、NPV を算出するための価格（清算値段）の算出の基礎データとして、ポジションを有する銘柄について、日々、気配値を JSCC に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> NPV の算出には ISDA Standard Model を利用する。
預託時限	<ul style="list-style-type: none"> 申請に基づき JSCC が指定した清算参加者は、JSCC が取り扱う全銘柄について、日々、気配値を JSCC に報告する。 清算値段の信頼性を確保するための仕組みを設ける。 JSCC は、清算参加者から提出を受けた気配値を基に、NPV 算出に利用する価格（清算値段）を定める。 変動証拠金の支払方となる清算参加者は、13 時までに JSCC への支払いを行う。 変動証拠金の受領方となる清算参加者は、14 時 45 分以降に JSCC から受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 気配値の報告方法等は別紙 1 参照。 トレーディング機能を有するグループ内の海外取引主体等との間で契約により必要な協力関係を構築することで、気配値の報告を行うことも認める。 JSCC が指定した清算参加者については、手数料割引のインセンティブを付与する。 清算値段の信頼性確保の仕組みは別紙 1 参照。 清算値段の算出方法は別紙 1 参照。
(3) 当初証拠金 の日中預託	<ul style="list-style-type: none"> 日中において CDS の価格が大きく変動した場合等 JSCC が必要と認めるときは、JSCC は日中での当初証拠金の預託を求めることができる。 11 時前後の価格を基に判断し、15 時までに預託することを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「価格が大きく変動した場合」は、オンザラン銘柄の価格が過去 750 日の 99% を超える上位 1% の平均値を超えて変動した場合とする。

項目	内容	備考																
<p>(4) 当初証拠金の割増し等 ポジションに応じた当初証拠金の割増し</p> <p>コンセントレーション・チャージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託を求める当初証拠金の日中預託所要額は、11 時前後の価格を基に当初証拠金所要額を再計算した額に変動証拠金の変動分を加減した額(顧客分は変動証拠金の変動額のみ)とする。 ・ 清算参加者のポジションに係るリスク相当額が自己資本の額の一定割合を超過した場合には、当初証拠金の割増しを行う。 ・ 割増しが適用となる自己資本の額に対するリスク相当額の比率及び割増率は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="488 644 1292 919"> <thead> <tr> <th>リスク相当額 / 自己資本の額</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%超</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>以降 10%増加するごとに</td> <td>+ 10%</td> </tr> <tr> <td>100%超</td> <td>100% + 新規債務負担分につき、フルチャージ</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者のポートフォリオのすべてのシリーズをバリュエーション・アット・リスク (VaR) を使用したリスクベースでオンザラン銘柄に換算し、売超・買超のポジションをネットした後の想定元本の合計額が以下の基準に該当した場合には、当初証拠金の割増しを行う。 <table border="1" data-bbox="488 1139 1292 1366"> <thead> <tr> <th>想定元本</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750 億円超</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>以降 1,000 億円まで</td> <td>50 億円増加するごとに + 10%</td> </tr> <tr> <td>1,000 億円超</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	リスク相当額 / 自己資本の額	割増率	10%超	10%	以降 10%増加するごとに	+ 10%	100%超	100% + 新規債務負担分につき、フルチャージ	想定元本	割増率	750 億円超	10%	以降 1,000 億円まで	50 億円増加するごとに + 10%	1,000 億円超	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算出した当初証拠金の日中預託所要額の不足額が一定水準 (1,000 万円) 以上の参加者にのみ適用する。 ・ これらのほか、信用状況に応じた当初証拠金の割増しを行う。(項番 2.(2) 参照) ・ リスク相当額は、清算基金の算出に用いるストレス状態において想定される損失額とする。 ・ 比率 100%超の場合の新規債務負担分のフルチャージについては、以下のとおりとする。 売超の場合...想定元本の 100% 買超の場合...固定支払いの現在価値相当額 + 変動証拠金 (受領分) 相当額 ・ 想定元本 1,000 億円超の場合の新規債務負担分のフルチャージについては、以下のとおりとする。 売超の場合...想定元本の 100% 買超の場合...固定支払いの現在価値相当額 + 変動証拠金 (受領分) 相当額 ・ 基準については年次で見直しを行う。また、市場実勢を踏まえて JSCC が必要に応じて見直すことができるものとする。
リスク相当額 / 自己資本の額	割増率																	
10%超	10%																	
以降 10%増加するごとに	+ 10%																	
100%超	100% + 新規債務負担分につき、フルチャージ																	
想定元本	割増率																	
750 億円超	10%																	
以降 1,000 億円まで	50 億円増加するごとに + 10%																	
1,000 億円超	100%																	

項目	内容	備考		
<p>5 . 清算参加者口座</p> <p>6 . 有価証券等清算取次ぎ</p> <p>(1) 有価証券等清算取次ぎに係る処理</p>	<table border="1" data-bbox="488 193 1290 288"> <tr> <td data-bbox="488 193 869 288"></td> <td data-bbox="869 193 1290 288">+ 新規債務負担分につき、フルチャージ</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者は、債務負担を行った CDS 取引を記録するための口座(以下「清算参加者口座」という。)を JSCC に保有する。 ・清算参加者口座は、清算参加者の自己取引を記録する口座(以下「自己口座」という。)と顧客取引を顧客別に記録する口座(以下「顧客口座」という。)で構成され、自己口座及び顧客口座には内訳口座を設けることができる。 ・清算参加者は、清算参加者口座に関する情報をあらかじめ JSCC に届け出る。 ・当初証拠金及び変動証拠金の所要額は、自己口座・顧客口座ごと(内訳口座を設けている場合には内訳口座ごと)に計算する。 ・清算参加者の顧客が行う取引についても JSCC を利用することを可能とするため、有価証券等清算取次ぎを導入する。 ・当面の間、有価証券等清算取次ぎは清算参加者のグループ会社のみを顧客とするもの(いわゆるアフィリエイト・クリアリング)に限定する。 ・清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを受託しようとする場合には、あらかじめ委託者である顧客と JSCC が定める清算受託契約を締結する。 ・清算参加者へ有価証券等清算取次ぎを委託しようとする顧客が行った取引は、債務負担要件をすべて満たす場合に、清算参加者と顧客との間で有価証券等清算取次ぎの委託・受託関係が成立するとともに、有価証券等清算取次ぎにより清算参加者間の取引が成立すると同時に、当該取引を JSCC が債務負担を行う。同時に、顧客が行った取引は、業務方法書及び清算受託契約 		+ 新規債務負担分につき、フルチャージ	<ul style="list-style-type: none"> ・海外ブックを利用した取引も顧客の取引として有価証券等清算取次ぎを利用する。 ・有価証券等清算取次ぎの委託者たる顧客となるためには、TIW の利用者でなければならない。 ・グループ会社以外の顧客を対象とする有価証券等清算取次ぎについては、清算業務開始後の市場環境の整備状況等を踏まえて検討を行う。 ・清算受託契約については JSCC がひな形を定める。 ・JSCC に債務が負担されなかった場合には、当該取引の清算取次ぎは成立せず、当事者間で取決めのない限り、顧客が行った取引はなお有効な取引として存続する。
	+ 新規債務負担分につき、フルチャージ			

項目	内容	備考
(2) 顧客ポジションの区分管理	<p>に基づき消滅する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、清算参加者の取引について、清算参加者口座において顧客取引と自己取引に区分してポジションの管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを行った取引について JSCC の債権債務に対する相手方となり、決済業務を行う。 ・ 清算参加者口座については項番 5 . 参照
(3) 顧客取引に係る証拠金の預託及び区分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客は、有価証券等清算取次ぎを委託した清算参加者に証拠金を差し入れる。清算参加者は、その全部を顧客の代理人として JSCC に預託する。 ・ 顧客が差し入れる証拠金の額は、当該顧客のネット・ポジションに基づき、JSCC が算出した所要額以上の額とする。 ・ JSCC は、清算参加者の顧客取引に係る証拠金と清算参加者の自己取引に係る証拠金を区分して管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場デリバティブ商品と同じ直接預託スキームを構築する。
7. 固定支払い(プレミアム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利額の計算は次のとおりとする。 $\text{想定元本金額} \times \text{固定金利} \times \text{固定金利の日数計算式}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の算式による固定金利額の計算は、その CDS 取引に適用されるべき営業日、営業日調整の方法及び日数計算式に基づいて行う。
8. 資金決済方法 (1) 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者と JSCC との間の決済代金の授受は、日銀ネットにおける口座振替により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日銀ネットの利用については、日本銀行の同意が得られることが前提となる。 ・ 日銀ネットにおける口座振替により行う決済代金には、変動証拠金を含む。
(2) ネットिंग	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、CDS 取引の日々の決済代金について、その種別(固定支払い、変動支払い、変動証拠金、期限前終了手数料)ごとにネットिंगした 	

項目	内容	備考
<p>9．清算基金</p> <p>(1) 清算基金の目的</p> <p>(2) 清算基金所要額</p>	<p>金額を JSCC との間で授受する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 取引に関し、清算参加者が預託する証拠金でカバーされないリスクを担保するため、清算参加者に対して、清算基金の預託を求める。 ・ 清算基金所要額は、以下の損失をカバーできる額とする。 <ul style="list-style-type: none"> 証拠金の支払いが行われない状態で清算参加者が破綻した場合に発生する損失 極端ではあるが現実に起こりうる市場環境下(ストレス状態)において複数の清算参加者が破綻した場合に、当該破綻参加者の預託する証拠金等が不足することで発生する損失 ・ 具体的には、次に掲げる額のうちいずれか大きい額(当該額が最低所要額に満たない場合は、最低所要額)とする。 <ul style="list-style-type: none"> 証拠金の日々の増加額について、過去一定期間の一定割合をカバーする額の合計額 ストレス状態において複数の清算参加者が破綻した場合に想定される損失額を、各清算参加者の有するポジションに係るリスク相当額に応じ按分した額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基金の計算及び通知は、JSCC が行う。 ・ 最低所要額は、1 億円とする。 ・ 当初証拠金の日々の増加額及び変動証拠金の日々の増加額を合計した額について、過去 6 か月の 99% をカバーする額とする。 ・ ストレス状態での清算参加者破綻時の損失は、市場が過去に経験した最も変動の激しい期間において、保有期間を通常の 2 倍(10 日間)と想定し、かつ、参照組織については各社が保有する売りポジション上位 2 社(タイトニングのケースでは 1 社)が破綻しその回収率を 0 と想定し、当該想定時における損失額が担保を超過する額(月間の平均値)の上位 2 社(同一の企業集団に属する清算参加者を含む。)が破綻した場合の損失額とする。 ・ 想定される損失額の按分は、各清算参加者の当初証拠金所要額による按分とする。

項目	内容	備考
(3) 預託時限	<ul style="list-style-type: none"> ・所要額は、原則として週に一度算出する。 ・清算基金預託額に不足が生じた場合には、清算参加者は、不足が生じた日の翌日の正午までに不足を補うための預託を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担日（週次）における債務負担の処理を踏まえて算出する。 ・現行の清算基金と同じ。
10. 担保の差入れ及び返戻		
(1) 担保の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者は、当初証拠金及び清算基金について、日本円又は代用有価証券により預託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金はすべて現金により授受するものとし、代用有価証券による預託は認めない。
(2) 現金による担保	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者と JSCC との間の日本円による当初証拠金及び清算基金の差入れ及び返戻は、日本において、清算参加者の口座と JSCC が市中銀行に開設した口座との間の口座振替により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金については、日銀ネットにおける口座振替により行う。(項番 8.(1) 参照)
(3) 現金による担保に対する付利	<ul style="list-style-type: none"> ・日本円により預託された当初証拠金及び清算基金については、付利しない。 ・変動証拠金については、無担保コール翌日物金利により付利を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金を JSCC から受領している清算参加者は JSCC に利息を支払うものとし、変動証拠金を JSCC に支払っている清算参加者は JSCC から利息を受領する。 ・変動証拠金に対する利息は、月次で授受する。
(4) 代用有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・代用有価証券は、国債及び米国財務省証券とする。 ・国債の授受は、日本銀行の国債振替決済制度における清算参加者の口座と JSCC の口座との間の口座振替により行う。 ・米国財務省証券の授受は、FED-WIRE を利用して清算参加者の現地保管機関における口座と JSCC の現地保管機関における口座との間の振替により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。

項目	内容	備考
1 1 . 決済不履行時の処理スキーム 1 2 . 損失補償スキームの枠組み (1) 損失補償の財源 (2) 破綻清算参加者以外の清算参加者の清算基金による補填の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・決済不履行となった破綻清算参加者の保有ポジションの処理スキームについては、別紙2のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・JSCCの破綻によるシステミック・リスクの発生を回避するため、清算参加者の破綻によりJSCCに発生する損失については、次の順位により補填するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (第1位)破綻清算参加者の証拠金・清算基金 (第2位)JSCCによる補填 (第3位)破綻清算参加者以外の清算参加者の清算基金(CDS取引に係る清算基金に限る。)及びJSCCによる補填 (第4位)清算参加者による相互保証 (第5位)破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方となっている清算参加者(以下「勝ち方清算参加者」という。)による補填 ・JSCCは、CDS取引の清算業務の開始に際して、損失の補填に備えるため、一定額を確保する。 ・JSCCは、OTCデリバティブ清算業務に係る利益に相当する額を、OTCデリバティブの清算参加者の破綻により生じる損失の補填に充当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者の破綻によりJSCCに発生する損失が第1位及び第2位の損失補償財源を超過した場合には、破綻清算参加者以外の清算参加者は、当該超過額から第3位のJSCCによる補填の額を控除した額を各清算参加者の清算基金所要額により按分した金額を負担する。この場合において、負担の額は、破綻日における各清算参加者の清算基金所要額を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CPSS-IOSCO勧告(勧告5:財務資源)を踏まえ、清算参加者の破綻時の損失補償財源については、定期的に検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・確保する一定額は、40億円(第2位及び第3位に、それぞれ20億円)とする方向で検討中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・第3位のJSCCによる補填の額は、当該超過額を第3位のJSCCによる補填の額に係る損失補償財源の額と清算参加者の清算基金所要額の合計額で按分して計算する。

項目	内容	備考
(3) 清算参加者による相互保証の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基金による補填が行われたことにより清算基金の預託額がその所要額を下回ることとなる場合には、破綻清算参加者以外の清算参加者は、速やかに清算基金預託額をその所要額以上の額に回復させる。 ・ 清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失が第 1 位から第 3 位までの損失補償財源を超過した場合には、破綻清算参加者以外の清算参加者は、各清算参加者の清算基金所要額により按分した金額を相互保証として補填する。 ・ 破綻清算参加者以外の清算参加者は、破綻後における破綻清算参加者の変動証拠金（固定支払い及び変動支払い等を含む。以下「変動証拠金等」という。）の負け分による損失額が第 1 位から第 3 位までの損失補償財源を超過する場合には当該超過した日の翌営業日に、それ以外の場合には破綻処理に係るオークション実施日の午前中の JSCC が定める時限までに、JSCC に対し、破綻日における清算基金所要額と同額を相互保証に係る担保として現金で差し入れる。ただし、最初の破綻から起算して 30 日目の日までの間（以下「相互保証期間」という。）に発生する破綻については、更なる担保の差入れを要しない。 ・ 相互保証期間内に発生した破綻における破綻清算参加者以外の清算参加者による相互保証に係る補填は、相互保証に係る担保の差入額を限度として行う。 ・ 相互保証に係る担保の差入額は、相互保証期間の満了後、破綻処理により JSCC に発生する損失額が確定した日に、各破綻処理における相互保証に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の破綻清算参加者について同時に破綻処理を行う場合には、破綻清算参加者以外の清算参加者は、オークション実施日の午前中の JSCC が定める時限までに、当該破綻処理に係る清算基金所要額（複数のオークションを同時に実施する場合には、破綻処理ごとの清算基金所要額を合計した額）を JSCC に清算基金として差し入れる。 ・ 左記の相互保証として補填に利用する金額は、特別清算料とする。 ・ 相互保証期間内に複数の清算参加者の破綻が発生した場合には、当該複数の破綻について、最初の破綻に伴い差し入れられた相互保証に係る担保の差入額を原資として補填を行う。 ・ 各破綻処理において、本来第 4 位で補填すべき第 1 位から第 3 位までの損失補償財源を超過する損失について、

項目	内容	備考
<p>(4) 変動証拠金等の勝ち方清算参加者による補填の取扱い</p>	<p>よる補填に充当する。相互保証期間に係る相互保証による補填額が相互保証に係る担保の差入額を下回る場合には、残額を各清算参加者に返戻する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失が第 1 位から第 4 位までの損失補償財源を超過した場合には、破綻後における勝ち方清算参加者は、破綻後の変動証拠金等の累計の勝ち分（以下「勝ち分累計額」という。）に応じて按分した金額を、変動証拠金等の勝ち方清算参加者による補填として負担する。この場合において、各勝ち方清算参加者の補填額の合計額は、破綻後における破綻清算参加者の変動証拠金等の累計の負け分を限度とする。 ・ 破綻後における破綻清算参加者の変動証拠金等の負け分による損失額が第 1 位から第 4 位までの損失補償財源を超過する場合には、勝ち方清算参加者は、JSCC に対し、当該超過額を各勝ち方清算参加者の勝ち分累計額に応じて按分した額を担保として差し入れる。 ・ 勝ち方清算参加者は、オークション実施日の午前中の JSCC が定める時限までに、JSCC に対し、破綻後における破綻清算参加者の変動証拠金等の累計の負け分を各勝ち方清算参加者の勝ち分累計額に応じて按分した額から、当該清算参加者が第 5 位の損失補償財源に係る担保として既に差し入れた額を控除した額（以下「差入必要額」という。）を担保として現金で差し入れる。ただし、清算参加者が預託している当初証拠金の額が差入必要額を超える場合には、担保の差入は要しないこととし、当初証拠金の額が差入必要額に満たない場合には、当該満たない額を差し入れる。 	<p>相互保証に係る担保の充当額が確定するまでの間は、第 5 位の変動証拠金等の勝ち方清算参加者が負担することとし、相互保証に係る担保の充当時に、当該充当額をもって勝ち方清算参加者の負担額を返戻する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻処理による損失が第 1 位から第 3 位まで及び第 5 位の損失補償財源を超過する場合には、その時点で相互保証に係る担保を当該超過する損失額に充当する。 ・ 左記の変動証拠金等の勝ち方参加者による補填として負担される金額は、特別清算料とする。 ・ 勝ち方清算参加者の担保の差入額は、当該参加者の変動証拠金の受払額と合算して日々授受する。

項目	内容	備考
(5) 相互保証等の不払いの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ オークションが実施され、JSCC に発生する損失額が確定した場合には、JSCC は、第 1 位から第 3 位までの損失補償財源の額及び第 5 位に係る担保として差し入れられた額を合計した額から確定した損失額を減じた額を、速やかに清算参加者に返戻する。また、相互保証に係る担保が事後的に第 5 位の担保で負担していた損失に充当されることとなった場合には、当該充当額をもって第 5 位に係る担保で損失を負担していた清算参加者に負担額を返戻する ((3) 参照)。 ・ 清算参加者が、第 4 位及び第 5 位として差し入れるべき額を差し入れない場合には、当該清算参加者 (以下「二次破綻清算参加者」という。) について破綻処理を行う。 ・ 第 4 位及び第 5 位として差し入れるべき額を差し入れないことにより生じる損失は、二次破綻清算参加者の証拠金及び清算基金により充当し、残存する損失については、それぞれの順位に係る損失として他の清算参加者が当該順位における負担方法に沿って負担する。この場合において、第 5 位に係る損失として他の清算参加者が負担する金額は、当該清算参加者の勝ち分累計額を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互保証による補填額が確定し、相互保証に係る担保として差し入れられた金銭が充当されるまでの間は、第 1 位から第 3 位までの損失補償財源の額を超える損失分について、勝ち方清算参加者が損失を負担する。((3) 参照。) ・ オークションの実施により、第 5 位に係る補填額が第 5 位に係る担保として差し入れた額 (当初証拠金の預託額を含まない額) を超過することとなる清算参加者は、当該超過する額をオークションの決済日までに現金で差し入れる。
(6) 清算資格喪失時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格の喪失を予定している清算参加者に対しては、清算資格喪失承認日までに発生した清算参加者の破綻に係る損失について、清算基金による補填、相互保証による補填及び変動証拠金等の勝ち方清算参加者による補填を求める。 ・ 清算資格の喪失の承認を受けた清算参加者に対しては、清算資格喪失承認日後に発生した清算参加者の破綻について、清算基金による補填、相互保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格の喪失については、項番 2 .(4) 参照。

項目	内容	備考
(7) 破綻清算参加者からの債権回収分の取扱い	<p>証による補填及び変動証拠金等の勝ち方清算参加者による補填を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償の対象となった債権について JSCC が破綻清算参加者から回収できた場合には、当該回収額について、損失補償等を行った清算参加者に按分して返付する。 ・ 返付は、清算参加者が第3位から第5位までの損失補償財源として負担した金額について行い、なお残額がある場合、破綻清算参加者以外の清算参加者においてポジションの期限前終了によって発生した再構築費用に相当すると JSCC が合理的に認める額について行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3位から第5位までの損失補償財源として負担した金額に対する清算参加者への返付は、第5位から第3位への順序で、それぞれの順位における負担額で按分した金額により行う。
13. 変動支払い (クレジット・イベント決済)	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット・イベント (以下「CE」という。) 決済については、ISDA Credit Derivatives Determinations Committee (以下「DC」という。) による枠組みをベースにした処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット・イベントが認定された場合における新バージョンのインデックス CDS 取引の債務負担の開始時期及び旧バージョンのインデックス CDS 取引の新規の債務負担の終了時期については、市場実態を踏まえて個別に判断する。
(1) CE の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、原則として DC における CE 認定に基づき CE の認定を行う。 ・ JSCC は、DC が判断を行わなかった場合に備え、JSCC 内部に、広範な清算参加者が参加する形での決定委員会を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CE を認定した場合には、JSCC は、その事実と手続きについて清算参加者に通知する。 ・ JSCC が DC にオブザーバーとして参加する方向で ISDA と調整する。 ・ 決定委員会の設置については、CPSS-IOSCO 勧告の見直しの内容を踏まえつつ、ISDA 等関係者ととも検討を行う。 ・ JSCC は、清算を行っているインデックス CDS 取引の構成銘柄について CE 認定が行われた場合には、CE 認定された参照組織を除いたインデックス CDS 取引及び CE 認定された参照組織に関するシングルネーム CDS 取引

項目	内容	備考
<p>バンクrapシー、支払不履行 リスラクチャリング</p> <p>(2)CE 決済の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CE のうち、バンクrapシー又は支払不履行と認定された参照組織を対象とする CDS 取引については、一律に CE 決済を行う。 ・ CE のうち、リスラクチャリングと認定された参照組織を対象とする CDS 取引については、CE 決済を希望する清算参加者は、JSCC の定める期間内に JSCC に対して CE 通知を行う。 ・ JSCC は、リスラクチャリングに係る CE 通知を受領した場合には、当該通知に係る取引の原取引の相手方に CE 通知を行う。 ・ JSCC は、リスラクチャリングに係る CE 通知を JSCC に行った清算参加者及び JSCC が CE 通知を行った清算参加者との間で、CE 決済を行う。 ・ 原則として、DC の決定に基づき開催されるオークションによる価格を最終価格として利用し、現金決済を行う。 ・ CE 決済は、DC の定めるオークション決済条件により定められた日（オー 	<p>(以下「シングルネーム CDS 取引(インデックス分離分)」という。)のいずれについても引き続き清算対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC 及び清算参加者は、CE 通知の送付は行わない。 ・ 顧客取引に係る CE 通知については、顧客の意向に基づき、清算参加者が JSCC に対して手続きを行う。 ・ CE 通知が行われない CDS 取引については、CE 決済が行われないポジションとして債務負担が継続される。 ・ 清算参加者が CE 通知を行う場合には、原取引単位で行う(原取引の一部のみに係る CE 通知は認めない)。 ・ 顧客取引に係る CE 決済については、JSCC と清算参加者との間及び顧客と清算参加者との間で同内容の決済を行う。 ・ ISDA が実施するオークション価格の利用については、ISDA の合意が得られることが前提となる。 ・ JSCC が債務負担を行った取引であっても、清算参加者が ISDA におけるオークションへ参加することは妨げない。これにより、現物決済を希望する清算参加者は、当該オークションに参加することで、当該オークションでの手続に沿った現物決済を行うことが可能となる。

項目	内容	備考
(3)CE 発生時の 証拠金の取扱い	<p>クシオン決済条件において定めがない場合には、オークションにより最終価格が決定した日から起算して6日目の日)に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CE 決済に係る現金の授受(変動支払い)は、決済代金として、日銀ネットによる口座振替により行う。 ・上記オークションが不成立となった場合又はDCがオークションを開催しない旨決定をした場合には、JSCCの定めるところにより、別紙3のとおり現物決済を行う。 <p>・リストラクチャリングの認定時において、シングルネームCDS取引(インデックス分離分)についてCE通知が行われてからCE決済までの間、その売超過に一定の比率を乗じた額を当該シングルネームCDS取引(インデックス分離分)に係る当初証拠金所要額とする(クレジット・イベント証拠金)。</p> <p>・リストラクチャリングの認定時において、シングルネームCDS取引(インデックス分離分)についてCE通知が行われるまでの間、一定額を当該シングルネームCDS取引(インデックス分離分)に係る当初証拠金所要額とする(シングルネーム証拠金)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の比率については、市場実勢を勘案して、その都度決定する。 ・売方については、想定元本に市場実勢を勘案した一定の比率を乗じた額とする。 ・買方については、固定支払いの現在価値相当額とする。
(4)CE 発生時の 固定金利の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・CE 発生時の固定金利の計算については、直前の計算期間の最終日からCE発生日までを両端入れて計算した額とする。 ・固定金利の支払いは、CE決済を行う日に行う。 	
14.アーリー・ ターミネーショ ン(期限前終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリー・ターミネーションを行おうとする清算参加者は、JSCCに対し、TIWを通じてその旨申告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリー・ターミネーションを行う場合には、原取引の相手方の同意を必要とする。 ・顧客取引に係るアーリー・ターミネーションにおける同意等については、顧客の意向に基づき清算参加者が

項目	内容	備考
<p>15 . 清算手数料等</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 手数料の体系</p> <p>清算手数料</p> <p>その他の手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリー・ターミネーションが成立した場合には、当事者間で合意した価格（現在価値）で清算し、期限前終了手数料として金銭の授受を行う。 ・CDS 取引に係る手数料については、次に掲げる観点等を総合的に勘案して定める。 <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が JSCC を利用することによって受けるメリット（利用度合い）に応じたものとする。 各清算参加者の債務負担額に関係なく発生する JSCC の運営コストについて、各清算参加者が負担すること。 JSCC が CDS 取引の清算業務を遂行するために必要となるシステム開発・業務運営等に係るコストをカバーできるような手数料水準とすること。 国内市場の競争力に配慮し、我が国 CDS 市場の成長に資する水準であること。 ・各清算参加者の債務負担額に所定の料率を乗じた額とする。ただし、上限及び下限を設ける。 ・清算手数料以外の手数料については、別紙 4 のとおり。 	<p>JSCC に対して手続きを行う。</p> <p>・料率については、別紙 4 のとおり。</p>

以上

CDS 清算値段の算出方法及びその信頼性を確保する仕組み等について

項目	内容	備考
<p>1 .提出する気配値の前提等 (1)気配値の提出を求める銘柄</p> <p>(2)気配値の前提とする想定元本の額</p> <p>2 .気配値の提出時限・方法 (1)気配値の提出時間</p> <p>(2)気配値の提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算対象取引のうち JSCC で清算されたポジションを保有する銘柄については日々気配値を提出することとし、清算参加者からの申請に基づき JSCC が指定した清算参加者については、ポジション保有の有無に関わらず、JSCC の清算対象取引全銘柄について気配値を提出する。 ・ 清算参加者は、想定元本 10 億円の取引を前提とした気配値の提出を行う。 ・ 清算参加者は、15 時 15 分から 15 時 30 分までの 15 分間に取引可能と考える気配値を提出する。 ・ 清算参加者は、自社の XML フォーマットへの対応状況に応じて、以下の 2 方式のいずれかの方法により気配値を提出する。 XML フォーマットに対応可能な場合：Markit 社の指定するサーバ直結方式によりデータの授受を行う（直結方式）。 XML フォーマットに非対応の場合：Markit 社の提供する XML フォーマットへの変換を行うツール（Excel スプレッド・シート）を利用してデータの授受を行う（ツール方式）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者からの申請に基づき JSCC が指定した清算参加者は、清算手数料について割引料率（取引 1 件ごとに想定元本 1 億円あたり 800 円のところ、700 円の割引料率）の適用を受ける。 ・ 気配値の提出はミッド価格の提出又はビッド価格及びアスク価格の提出により行う。 ・ 当該時間帯であれば気配値は何度でも変更可能とし、最後に JSCC が受領した気配値を採用する。 ・ 提出時間帯以外に提出された気配値は、信頼性確保の観点から除外する。 ・ 清算参加者は、Markit 社のサービスを介して JSCC に対し気配値を提出する。

項目	内容	備考
<p>3. 気配値の制限グリッド</p> <p>(1) 気配値の制限グリッドの設定</p> <p>(2) 気配値の制限グリッドに係る市況の判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者から提出された気配値の調整等に利用するため、気配値の制限グリッドを設定する。 ・ 気配値の制限グリッドは、シリーズごとにノーマル、ボラティル及びエクストリームの各市況に応じて設定する。 ・ 気配値の制限グリッドに係る市況は、当日のオンザラン銘柄における日中のボラティリティ・データ（マーケットで観察された気配値の最高値と最低値の差）を基に以下の基準を用いて判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去 100 日間のヒストリカルデータのうち全体の 68%以下である場合 ノーマル ✓ 過去 100 日間のヒストリカルデータのうち全体の 68%超 95%以下である場合 ボラティル ✓ 過去 100 日間のヒストリカルデータのうち全体の 95%超である場合 エクストリーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気配値の制限グリッドは、毎月 JSCC から清算参加者に対し見直し案を提示し、清算参加者からの意見を募ったうえで JSCC が決定する。 ・ 相場の急変時等、JSCC が必要と認めた場合は、気配値の制限グリッドの変更を可能とする。 ・ 日中のボラティリティ・データは、Markit 社の既存サービスにおける気配情報を用いる。
<p>4. 清算値段の算出方法</p> <p>(1) 提出された気配値の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、清算参加者が提出した気配値について、気配値の制限グリッドを用いて以下の手順により調整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> < ミッド価格により提出された場合 > ✓ 気配値の制限グリッドを基にビッド価格 / アスク価格に変換する。 < ビッド価格 / アスク価格のペアにより提出された場合 > ✓ 提出されたビッド価格とアスク価格の差が気配値の制限グリッド以内である場合：提出されたビッド価格 / アスク価格を採用す 	

項目	内容	備考																
<p>(2) 清算値段の決定プロセス</p>	<p>る。</p> <p>✓ 提出されたビッド価格とアスク価格の差が気配値の制限グリッドを上回る場合：提出されたビッド価格とアスク価格の差を気配値の制限グリッド値まで縮めるべく調整する。</p> <p>・ 清算値段は以下のプロセスに基づき決定する。</p> <p>提出された気配値のうちビッド価格は降順、アスク価格は昇順に並べ替える。</p> <p>ビッド価格がアスク価格を上回るペアを「当初クロスマーケット」として特定する。</p> <p>で当初クロスマーケットに該当しない最初のペアにおけるミッド価格を当初清算値段とする。</p> <p>当初清算値段に当日の気配値の制限グリッド値を加減し、アスク価格の下限及びビッド価格の上限を算出し、当該価格を下回るアスク価格又は上回るビッド価格をアウトライヤー（はずれ値）として特定する。</p> <p>で特定したアウトライヤーを除外のうえ、再度、ビッド価格は降順、アスク価格は昇順に並べ替える。</p> <p>再度、ビッド価格がアスク価格以上となるペアを「最終的なクロスマーケット」として特定する。</p> <p>で最終的なクロスマーケットに該当しない最初のペアにおけるミッド価格を最終的な清算値段として算出する。</p>	<p>< 6社（A～F）から気配値の提出があった場合の例 ></p> <p>ビッド（bps） アスク（bps）</p> <table border="1" data-bbox="1406 544 2101 683"> <tr> <td>119 E</td> <td>116 D</td> <td rowspan="2">当初のクロスマーケット</td> </tr> <tr> <td>117 B</td> <td>116.5 C</td> </tr> <tr> <td>116.5 F</td> <td>117 A</td> <td>当初清算値段 = 116.75</td> </tr> </table> <p>115 D 117 F</p> <p>115 A 118 B</p> <p>114.5 C 121 E</p> <p>当日の気配値の制限グリッドを 2bps とすると、ビッドの上限 = 118.75、アスクの下限 = 114.75 となり、E 社のビッドがアウトライヤーに該当する。</p> <p>アスク価格又はビッド価格のいずれかが該当した場合には、当該清算参加者の提出した気配値をいずれも除外する。</p> <p>ビッド（bps） アスク（bps）</p> <table border="1" data-bbox="1406 1150 2101 1289"> <tr> <td>117 B</td> <td>116 D</td> <td rowspan="2">最終的なクロスマーケット</td> </tr> <tr> <td>116.5 F</td> <td>116.5 C</td> </tr> <tr> <td>115 D</td> <td>117 A</td> <td>最終的な清算値段 = 116</td> </tr> </table> <p>115 A 117 F</p> <p>114.5 C 118 B</p>	119 E	116 D	当初のクロスマーケット	117 B	116.5 C	116.5 F	117 A	当初清算値段 = 116.75	117 B	116 D	最終的なクロスマーケット	116.5 F	116.5 C	115 D	117 A	最終的な清算値段 = 116
119 E	116 D	当初のクロスマーケット																
117 B	116.5 C																	
116.5 F	117 A	当初清算値段 = 116.75																
117 B	116 D	最終的なクロスマーケット																
116.5 F	116.5 C																	
115 D	117 A	最終的な清算値段 = 116																

項目	内容	備考						
<p>5 .清算値段の信頼性を確保するための仕組み</p> <p>(1)提出した気配値が全体の水準から一定程度乖離した場合</p> <p>(2)提出した気配値がアウトライヤーに該当した場合</p>	<p>・ 清算参加者が提出した気配値が、清算値段の決定プロセスにおいて最終的なクロスマーケットに該当した場合、以下の区分に従い、一定の頻度で約定処理等を行う。</p> <p>< オンザラン銘柄 ></p> <p>✓ 最終的なクロスマーケットに該当した清算参加者間において約定処理を行う。</p> <p>✓ 当該約定処理における約定価格の算出方法は以下のとおり。 最終的なクロスマーケットに該当したペアにおけるアスク価格を降順に並べ替える。 各ペアにおけるミッド価格を当該各ペアにおける約定価格とする。</p> <p>✓ 約定処理を行った場合には、JSCC は当該参加者に対し速やかに通知する。</p> <p>< オフザラン銘柄 ></p> <p>✓ 最終的なクロスマーケットに該当した清算参加者に対して、金銭的なペナルティとして5万円を科す。</p> <p>・ 清算参加者が提出した気配値が、清算値段の決定プロセスにおいてアウトライヤーとして除外された場合には、以下の基準に基づき金</p>	<p>・ JSCC が必要と認めた場合には、JSCC がその都度定める値段を清算値段とする。</p> <p>・ 約定処理等の実施頻度は、おおむね月に1、2回とし、具体的な実施日は JSCC が任意に決定する（事前の通知は行わない）。</p> <p>・ 約定価格算出の例</p> <table border="1" data-bbox="1406 799 2101 895"> <tr> <td>117 B</td> <td>116.5 C</td> <td>約定価格 = 116.75</td> </tr> <tr> <td>116.5 F</td> <td>116 D</td> <td>約定価格 = 116.25</td> </tr> </table> <p>ビッド (bps) アスク (bps)</p> <p>・ 実施日については原則としてオンザラン銘柄における約定処理と同一とする。</p> <p>・ オフザラン銘柄についても今後流動性が向上した場合等には、シリーズごとに約定処理の導入について再度検討する。</p>	117 B	116.5 C	約定価格 = 116.75	116.5 F	116 D	約定価格 = 116.25
117 B	116.5 C	約定価格 = 116.75						
116.5 F	116 D	約定価格 = 116.25						

項目	内容	備考																
合 (3)気配値の提出を行わなかった場合	<p>銭的なペナルティを科す。</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">年間の該当回数</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ペナルティ額 (1シリーズごと)</td> </tr> <tr> <td>1回目</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>3回目以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>・清算参加者が、気配値の提出義務を負う銘柄につき、気配値の提出を行わなかった場合には、以下の基準に基づき金銭的なペナルティを科す。</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">年間の該当回数</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ペナルティ額 (1シリーズごと)</td> </tr> <tr> <td>1回目</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>3回目以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	年間の該当回数	ペナルティ額 (1シリーズごと)	1回目	2万円	2回目	5万円	3回目以上	10万円	年間の該当回数	ペナルティ額 (1シリーズごと)	1回目	2万円	2回目	5万円	3回目以上	10万円	
年間の該当回数	ペナルティ額 (1シリーズごと)																	
1回目	2万円																	
2回目	5万円																	
3回目以上	10万円																	
年間の該当回数	ペナルティ額 (1シリーズごと)																	
1回目	2万円																	
2回目	5万円																	
3回目以上	10万円																	

以上

決済不履行時の処理スキームについて

項目	内容	備考
ポートフォリオの処理手続き	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の決済不履行時における破綻清算参加者の保有ポジションの処理スキームについては、以下のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が清算資格の維持要件を満たさなくなった場合で、一定期間内に未決済約定を解消できないときにおいても、同様の処理を行う。
1. 事前手続き (1) 破綻処理に協力する清算参加者	<ul style="list-style-type: none"> JSCC は、清算参加者が破綻した場合には、破綻処理に協力する清算参加者 3 社を速やかに指定する。 協力参加者は、破綻清算参加者のポートフォリオのリスクヘッジ及びオークションの実施等に際して、1 社当たり 1 名の人員の提供を行う。 協力参加者から提供された人員により、「破綻管理委員会」を構成する。当該委員会は、破綻清算参加者のポートフォリオの処理に関する JSCC の諮問機関と位置付ける。 JSCC は、すべての清算参加者を対象とした無作為の順序によるリストを作成する。当該リストの上位 3 社が協力候補参加者となり、破綻発生時には協力参加者して選任される。 協力候補参加者の任期は 4 月～9 月及び 10 月～3 月の各 6 か月間とする。 任期満了後、当該リストの順序に従い新たに 3 社を選任する。任期を満了した協力候補参加者は、当該リストの末尾に移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社数は、ICE Trust と同じ。 協力参加者により提供された人員は、助言等、JSCC が必要と認める行為を行う。また、破綻処理手続きに係る秘密保持義務を負う。 ICE Trust では、諮問機関である Risk Committee へ諮った後、ICE Trust の Board of Managers の承認を得た参加者について、同様のリストを作成することとなっている。 協力候補参加者が破綻した場合には、リストの次順位の参加者が協力参加者として選任される。 任期中における清算参加者の破綻の有無にかかわらず、任期は 6 か月間とする。
(2) リスクヘッジの実施	<ul style="list-style-type: none"> JSCC は、速やかに破綻清算参加者のポートフォリオの内容を把握し、破綻管理委員会の判断に基づき必要なリスクヘッ 	<ul style="list-style-type: none"> リスクヘッジの手法等については、破綻管理委員会において協議する。

項目	内容	備考
<p>2 .オークション</p> <p>(1)ポートフォリオ</p> <p>(2)オークションへの参加</p> <p>(3)入札</p>	<p>ジを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻清算参加者が保有する自己ポジション及び他の清算参加者に移管されなかった顧客ポジション、並びに JSCC が行ったヘッジ取引のポジションについて、オークションを実施する。 ・ オークションにおいて落札した清算参加者と JSCC との間で、当該落札したポートフォリオに相当する CDS 取引が成立する。 ・ オークションへの入札は、清算参加者のみが行う。 ・ JSCC は、清算参加者（オークション開催日までに清算資格喪失の承認を得た清算参加者を除く。）に対し、原則としてオークションへの入札を義務付ける。ただし、インサイダー取引規制への抵触のおそれがある場合等、やむを得ない理由があると JSCC が認めるときは、当該清算参加者は、入札を行わないことができるものとする。 ・ オークションに先立ち、JSCC はオークションに付されるポートフォリオの想定元本、売り買いの別その他の情報を参加者に通知する。 ・ 最低入札価格及び最高入札価格は設定しない。 ・ JSCC は、オークションに参加する清算参加者に対し、清算基金所要額の比率に基づきオークションへの入札の最低入札想 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻清算参加者のすべてのポジションについてネットティング後のポジションをオークションに付す。 ・ 顧客は、清算参加者を通じてオークションに参加することができる。ただし、落札したポジションの引受けに係る JSCC に対する責任は、清算参加者に帰属するものとする。 ・ 恒常的なオークションへの参加免除を回避するため、清算資格取得審査時に、業務執行体制の適正性について確認を行う。 ・ 第二オークションの実施（後述）等を踏まえると、こうした価格の設定は不要と考えられる。 ・ 最低入札想定元本は、参加者破綻直前の清算基金所要額に基づいて算出する。

項目	内容	備考																								
(4) 第一オークション	<p>定元本を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> オークションにおける各清算参加者の最低入札想定元本の合計額は、オークションに付されるポートフォリオの115%の規模とする。 異なる価格による複数の入札を可能とする。 最低入札想定元本の25%を1入札あたりの下限とする。 入札する想定元本の合計額は、最低入札想定元本以上とならなければならない。上限は、オークションに付されるポートフォリオの想定元本の100%とする。 <p>オークションにおける清算参加者による入札価格が低いものから高いものの順に各々の数量とともに並べ、100%に達した価格を落札価格とする。(右例参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札したすべての入札について、単一の落札価格で決済を行う。(右例では価格48) 落札価格で入札していた場合、その数量の一部のみが成立することもあり得る。 落札価格に入札した参加者が複数ある場合、当該入札の想定元本の大きさに基づいて比例配分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 落札価格の決定に際し、大きく乖離した価格での入札の排除を可能とすることを目的とする。 当該下限は、オークション処理の必要以上の煩雑化を防ぐことを目的として設定する。 入札する想定元本の合計額は、顧客分も含めて算出する。 <p>5社が入札を行った場合の例 (注)・実際には、想定元本の実数で入札を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のケースでは、落札参加者は落札した数量を引き受けるとともに、当該数量に落札価格を乗じた金額をJSCCから受領する。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者1：価格36に10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者2：価格38に10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者1：価格39に10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者5：価格42に20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者4：価格43に10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者3：価格45に30%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者4：価格48に10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者4：価格48に5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者1：価格50に25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者2：価格50に15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加者5：価格51に5%</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">ポートフォリオの100%</p>	参加者1：価格36に10%		参加者2：価格38に10%		参加者1：価格39に10%		参加者5：価格42に20%		参加者4：価格43に10%		参加者3：価格45に30%		参加者4：価格48に10%		-----		参加者4：価格48に5%		参加者1：価格50に25%		参加者2：価格50に15%		参加者5：価格51に5%	
参加者1：価格36に10%																										
参加者2：価格38に10%																										
参加者1：価格39に10%																										
参加者5：価格42に20%																										
参加者4：価格43に10%																										
参加者3：価格45に30%																										
参加者4：価格48に10%																										

参加者4：価格48に5%																										
参加者1：価格50に25%																										
参加者2：価格50に15%																										
参加者5：価格51に5%																										

項目	内容	備考
(5) 第二オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻管理委員会は、上記(4)の方法によりポートフォリオの100%を決済するよりも、当該ポートフォリオの100%未満の部分に対応する価格で決済し、残数量について二回目のオークションを実施した方がJSCCの負担資金が少ないかどうか検討する。 ・ 第一オークションにおいては、少なくともポートフォリオの80%を決済する価格を落札価格としなければならない。 ・ 破綻管理委員会は、第一オークションで全量を決済する価格を用いて決済を行うべきでないと判断した場合には、決済されなかった数量について、第二オークションの実施をJSCCに対し要求することができる。 ・ 第二オークションは、以下の2点を除き、第一オークションと同じ方法で行われる。 <ul style="list-style-type: none"> a 第二オークションにおいては、残数量のすべてを決済しなければならない。 b 各清算参加者の第二オークションの最低入札想定元本は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 第一オークションにおいて最低入札想定元本を超える数量を落札した清算参加者の場合 <ul style="list-style-type: none"> 次の(i)から(ii)を差し引いた数量とする。 (i) 第一オークションの残数量の115%をオークションに参加した各清算参加者に係る清算基金所要額の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(4)の方法で全量を決済する落札価格が、価格のかけ離れた入札の影響を受けてしまう可能性を回避するため、こうした制度を設ける。 ・ 上記(4)の例において、仮に参加者3の入札(価格45に30%)の次位の入札が「価格60に10%」であった場合、ポートフォリオの全量を清算する価格は60となる。一方、価格45ではポートフォリオの90%がカバーされている。この場合、例えば、破綻管理委員会が、第二オークションを行う場合のJSCCの支払額の合計額が、第一オークションにおいて価格60で全量を落札した場合の支払額よりも少ないであろうと判断すれば、ポートフォリオの90%をカバーする価格45を第一オークションの結果とする。 ・ 最終的な決定権はJSCCが有する。 ・ 第二オークションの最低入札想定元本の例 <ul style="list-style-type: none"> 第一オークションにおける以下の状況を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオ数量1,000に対し参加者10社が入札。(清算基金所要額は10社すべて等しく、最低入札想定元本は一律11.5%(=115)と仮定。) 破綻管理委員会がポートフォリオの90%のみを決済し、残数量100に対する第二オークションを実施することを決定。 ある参加者が第一オークションで12%の数量(120)を落札したとすると、当該参加者の第二オークションにおける最低入札想定元本の数量は、6.5となる。

項目	内容	備考
<p>(6)清算資格喪失時の取扱い</p> <p>3 .オークション後の処理手続き</p>	<p>比率により按分して得た数量</p> <p>(ii) 第一オークションにおける落札数量のうち、最低入札想定元本を超える数量</p> <p>(b) 第一オークションにおいて最低入札想定元本を超える数量を落札しなかった清算参加者の場合</p> <p>次の(i)に(ii)を加えた数量とする。</p> <p>(i) 上記(a)(i)と同様にして得た数量</p> <p>(ii) 第一オークションにおいて最低入札想定元本を超える数量を落札した各清算参加者に係る上記(a)(ii)の数量の合計数量を、第一オークションにおいて最低入札想定元本を超える数量を落札しなかった各清算参加者に係る清算基金所要額の比率により按分して得た数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二オークションの実施に先立ち、参加者に対し、第一オークションにおいて提示された入札内容(匿名ベース)を含む情報を公開する。 ・ 清算資格の喪失を予定している清算参加者に対しては、清算資格喪失承認日までに発生した清算参加者の破綻について、オークションへの参加を求める。 ・ 資格喪失の承認を受けた清算参加者に対しては、清算資格喪失承認日後に発生した清算参加者の破綻について、オークションへの参加は求めない。 	<p>(i) $100 < \text{残数量} > \times 115\% \times \frac{1}{10} < \text{按分比率} > = 11.5$</p> <p>(ii) $120 < \text{落札数量} > - 115 < \text{第一オークションの最低入札想定元本} > = 5$</p> <p>(i) - (ii) $11.5 - 5 = 6.5$</p> <p>・ 清算資格の喪失承認前に他の清算参加者の破綻が発生した場合には、清算資格の喪失承認は、当該破綻に係るオークションに参加したことにより発生したポジションが解消されるなどにより清算資格の喪失承認の条件を満たした場合に行う。</p>

項目	内容	備考
(1)破たん処理に関する協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> オークションの結果、(オークションによる損失相当額を含めた)清算参加者の決済不履行時の処理に伴うJSCCの損失相当額が損失補償スキームの財源を超過することが判明した場合には、対応策について、JSCCと清算参加者との間で速やかに協議を行う。 協議において対応策に関する合意が成立した場合には、当該対応策によって処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議において対応策に関する合意の成立は、出席者全員の合意を条件とする。 協議の対象となる対応策については、JSCCの損失相当額がカバーされ、JSCCによる清算業務の継続が可能となることを前提とする。
(2)協議が不調となった場合の処理	<ul style="list-style-type: none"> 協議において合意が成立しなかった場合には、オークションを不成立とし、すべての参加者のすべてのポジションについて期限前終了を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二オークションによる損失相当額によって損失補償スキームの財源を超過する場合には、第一オークションのみを成立させたうえで、第一オークション分をも含めて期限前終了を行う。 期限前終了は、当日の清算値段で行う。 期限前終了を行った場合でも、それまでの間の破綻参加者のポジションに係る変動証拠金等の負け分による損失や第一オークションを成立させるための損失が発生する。それらについては、損失補償の財源で負担する。
4.オークション成立時の原取引の紐付け	<ul style="list-style-type: none"> オークションが成立した場合には、JSCCは、オークション実施後、アーリー・ターミネーション及びクレジット・イベントに係る清算参加者間の紐付けの再構築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> オークションにおける各清算参加者の落札数量が原取引の数量と異なることにより、アーリー・ターミネーション及びクレジット・イベントに係る紐付けの維持ができない。
5.顧客ポジションの移管	<ul style="list-style-type: none"> 破綻清算参加者の顧客は、自身が保有するポジションを他の清算参加者に移管することができる。 ポジション移管を希望する顧客は、その旨を他の清算参加者に申し込み、当該清算参加者の承諾を得ることとする。 移管先の清算参加者は、JSCCへ移管のための書面を提出する。 JSCCが定める期間内に移管のための書面が提出されなかった 	

項目	内容	備考
6 顧客証拠金の取扱い	<p>顧客に係るポジションは、破綻清算参加者のポジションと合わせてオークション及び強制割当てにより処理される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の清算参加者にポジションが移管された顧客の証拠金については、移管先の清算参加者を代理人として JSCC に預託された証拠金として取り扱うこととする。 ・ポジションが移管されなかった顧客の証拠金の返還請求は、当該顧客が JSCC に対して直接行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き JSCC に預託され、その後の授受は移管先の清算参加者を通じて行うものとする。 ・当該顧客が破綻清算参加者に対して負う有価証券等清算取次ぎに係る未履行の債務が残存している場合には、当該債務額に相当する額を控除して返還する。

以上

現物決済のスキーム

項目	内容	備考
1. 基本的な考え方及びスキーム	<p>・ ISDA のオークションが不成立となった場合（オークションがキャンセルされた場合）又は DC がオークションを開催しない旨を決定した場合等、ISDA のオークションにおける最終価格を利用することができない場合には、次の方法により、現物決済を行う。</p> <p>ネットベースのポジションがプロテクションの買方である参加者は、JSCC に対して、買超のポジションに係る現物決済通知を行う。</p> <p>JSCC は、買方からの現物決済通知について、現物決済の相手方を、ネットベースのポジションがプロテクションの売方である参加者に割り当てる。</p> <p>JSCC が割当てを行った後、引渡債務の授受は、買方・売方の参加者同士で行う。</p> <p>JSCC は、あらかじめ決済代金として想定元本相当額を売方から受領し、買方・売方の参加者から引渡債務の授受が完了した旨の通知を受領したことをもって、買方に支払いを行う。</p>	<p>・ 期日内に価格が成立しない場合、ISDA のオークションはキャンセルとなる。</p> <p>・ 現物決済通知は、オークションがキャンセルされた日又は DC によるオークションを開催しない旨の決定が公表された日から 30 日以内に行う。</p> <p>・ 30 日以内に現物決済通知を行わない場合には、CDS は失効する。</p> <p>・ JSCC は現物決済について決済の履行を保証する。</p> <p>・ 買方・売方の参加者は、引渡債務の授受が完了した場合には、JSCC にその旨を通知する。</p> <p>・ 買方・売方の参加者において、引渡債務の適否又は引渡しの手続き等について争いが生じた場合には、JSCC が行う決定に従う。</p>
2. 買方から引渡債務の引渡しが行われない場合	<p>・ 現物決済通知から 30 営業日後の日（現物決済日）までに引渡債務の引渡しが行われない場合には、現物決済通知に記載された引渡債務の種類に応じて、次の方法により引渡しを行うことができる。</p>	<p>・ 買方・売方の参加者は、引渡債務の授受が完了した場合には、JSCC にその旨を通知するものとする。</p> <p>・ 上記通知があった場合には、前記 1. の処理を行う。</p> <p>・ 現物決済日から 60 営業日以内に引渡債務の引渡しが行われない場</p>

項目	内容	備考
	<p>現物決済通知に記載された引渡債務が債券の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売方は、債券の買入れ（以下「バイ・イン」という。）を行うことができる（売方のオプション）。 ・ 買方は、バイ・イン期間は引渡可能債務の引渡しを行うことができないが、バイ・イン期間が終了した場合には、5営業日の間、再び引渡可能債務の引渡しが可能となる。 ・ 買方・売方の参加者は、以上の手続きを繰り返し行うことができる。 <p>現物決済通知に記載された引渡債務がローンの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現物決済日の5営業日後の日（以下「代替手続開始日」という。）以降、買方は、所定の手続を経て、代替の債券又はローンの引渡しを行うことができる（買方のオプション）。 ・ 代替手続開始日から起算して15営業日経過後になお引渡し未了分がある場合には、売方は、債務の保有者を指定し、買方にその者から債務を取得して引渡すことを要求できる（売方のオプション）。 	<p>合には、CDSは失効する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買方が引渡債務を引き渡す前に破綻した場合には、参加者破綻時のポートフォリオの処理手続きの中で当該ポジションも処理されるが、当該手続きに時間を要することによりCDSが失効するような場合には、JSCCが定める価格により現金決済を行うことを可能とする。 ・ 売方は、バイ・イン期間（現物決済日の5営業日後の日以降であって売方が指定する日から5営業日の間）の初日の2営業日前の日までに、買方にバイ・インを通知する。 ・ 買方がJSCCから受領する決済代金は、想定元本相当額から債券の買入価格及び手数料等を控除した額となる。

以上

CDS 取引に係る手数料の料率

項目	料率	備考
清算手数料	<ul style="list-style-type: none"> 債務負担を行ったインデックス CDS 取引 1 件ごとに、想定元本 1 億円当たり 800 円とする。ただし、清算参加者 1 社当たりの上限を月額 4,000 万円、下限を月額 10 万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外清算機関の手数料率を参考に日本の CDS の市場規模を勘案して設定した。 すべての清算対象銘柄の気配値を報告する清算参加者については、想定元本 1 億円あたり 700 円の割引料率を適用する。 JSCC の清算業務開始前に約定した取引に係る債務負担の場合（バックローディング）の清算手数料は、想定元本 1 億円当たり 400 円とする。
その他の手数料	<ul style="list-style-type: none"> 清算資格取得手数料 CDS 清算資格の取得に当たり 100 万円とする。 アーリー・ターミネーション手数料 アーリー・ターミネーション 1 件当たり 500 円とする。 クレジット・イベント決済手数料 クレジット・イベント決済の対象となる取引 1 件ごとに 500 円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> CDS 取引の清算業務開始から 6 か月を経過するときまでに清算資格を取得する場合には、清算資格取得手数料を課さないこととする。

手数料については、今後の市場動向等を踏まえ、清算業務の開始までに調整を行うことがある。

以上